

教育委員会第9回協議会会議録

開催日時 平成19年3月9日(金) 開会10時00分 閉会11時39分

開催場所 中野区役所教育委員会室

出席委員	中野区教育委員会	委員長	飛鳥馬健次
	同	委員	山田 正興
	同	委員	大塚 孝子
	同	委員	高木 明郎
	同	委員(教育長)	菅野 泰一

事務局職員	教育委員会事務局次長	竹内 沖司
	教育経営担当課長	小谷松 弘市
	教育改革担当課長	相澤 明郎
	学校教育担当参事	大沼 弘
	指導室長	入野 貴美子
	生涯学習担当参事	村木 誠
	中央図書館長	倉光 美穂子
書記	教育経営分野	松島 和宏
	教育経営分野	吉田 真美

傍聴者数 4人

議題

○委員長、委員報告事項

- ・ 3 / 7 平成18年度中野区立学校退職校長感謝状贈呈式について

○教育長報告事項

- ・ 教育委員の同意について
- ・ 副区長の同意について
- ・ 平成19年度当初予算の議決について
- ・ 文教委員会について
- ・ 平成19年度中野区の組織について
- ・ 21世紀・新しい時代の健康教育推進学校表彰(谷戸小学校)について

○事務局報告事項

- 1 議会の委任に基づく専決処分について
- 2 平成19年度中野区軽井沢少年自然の家運営管理業務委託受託候補者の選定結果について
- 3 平成19・20年度区立小中学校給食費について
- 4 川島商店街と図書館との協働事業について
- 5 平成19年度図書館業務委託受託候補者の選定結果について
- 6 その他

○教育だよりのリニューアルについて(教育経営担当)

○協議事項

- 1 中野区立小中学校再編計画に基づく学校の統合について
- 2 「体力向上プログラム」ガイドライン(案)について

午前10時00分開会

飛鳥馬委員長

おはようございます。ただいまから、教育委員会第9回協議会を開会いたします。

本日の出席状況は、全員出席でございます。

<委員長、委員報告事項>

飛鳥馬委員長

初めに委員長、委員報告ですが、私のほうからの報告は、おととい7日水曜日に、中野区の退職される校長先生、園長先生方に感謝状をお渡しするという会がありまして、教育センターに行っていました。今年度は小学校の校長先生が3名と、それから幼稚園の園長先生が1名ということ、合計4名でございました。感謝状をお渡しする会でしたけれども、退職される校長先生方、一言ずつお言葉をいただきましたが、現場で、学校で苦勞されたお話、当然たくさんあると思いますが、お聞きしましたし、特に、中には学校以外にも、自分の体調の関係で、病気と闘われながら職務を全うされたという話もありました。本当に、ご本人も涙を流しておりましたけれども、私たちも本当にご苦勞いただいたなというふうに思いました。ということで、感謝を申し上げてまいりました。

報告は、以上です。

では、山田委員お願いします。

山田委員

私のほうは、特に報告はございません。

飛鳥馬委員長

では、高木委員、お願いします。

高木委員

私も、7日の日に退職校長感謝状贈呈式のほうに参加させていただきました。学部卒で教員になった先生は、38年、特に校長先生になられた方、園長先生になられた方は、土日も地域の行事等で休みなく、本当に中野区のためにやっていただいて、感謝しておるところでございます。また、区長さんのあいさつの中で、ちょうど今回退職された方は団塊の世代、2007年問題と言われるものの先駆けということで、校長先生以外の方も大分退職者が多いようですので、そういったことがあっても教育の継続性をきちっととっていききたいなと思うところでございます。

飛鳥馬委員長

では、大塚委員、お願いします。

大塚委員

私も同じく退職校長、園長先生の感謝状贈呈式に出席させていただきました。感想としては、本当にご自分の仕事を全うされたことのさわやかさというのを感じておりまして、私のほうも見習いたいなというふうにしみじみと思いました。

以上です。

<教育長報告事項>

飛鳥馬委員長

では、教育長、報告お願いします。

教育長

それでは、議会の状況について報告させていただきます。

まず、3月7日の本会議におきまして、教育委員の同意案件が提出されました。大島やよいさんという方で、職業は弁護士、現在、中野区の福祉オンブズマン、人権擁護委員などを務めておられます。大塚委員が3月17日の任期ということでございますので、後任として教育委員になられる予定でございます。

それから、副区長の同意案件も提出されました。副区長につきましては、中野区は条例で3人設けるという条例を設けておりますけれども、一人は、今、助役であります石神正義、が法の規定に基づきまして4月1日から副区長になる予定です。もう一人、今、収入

役の沼口昌弘につきまして、先日の3月7日、議会の同意を得まして4月1日から副区長になる予定でございます。

それから、19年度予算につきまして採決がございました。本会議におきまして、原案どおり可決されました。ただ、意見、これは委員会におきます意見がついておりまして、予算の執行に当たりまして、その意見を尊重するというようになっております。意見は、政策研究機構、これも予算に入れているんですけども、政策研究機構の設立に当たっては、研究課題や目標を明らかにし、その成果が真に区民生活の向上に資するものとなるよう取り組まれないという意見でございます。

それから、3月9日、きょうですけれども、文教委員会が開かれます。12日の月曜もある予定ですが、いろいろ、議案等が出ておりまして、文教委員会の議案は1件だけですけれども、ほかにもいろいろ議案が出ておりまして、3月15日に本会議が開かれまして、第1回定例会はここで閉会するという予定でございます。

2点目ですが、19年度の区の組織についてご報告いたします。19年度区の組織につきましては、第4回定例会、11月の議会で組織条例というのが議決されておりまして、それに基づきまして、もっと細かい内容について報告いたします。きょうの午後、それぞれの委員会で報告しますので、内容については少しまた、また後に人事異動などを踏まえまして報告したいと思いますけれども、基本的には、今、区長室それから総務部につきましては廃止する、それから収入役室も廃止するという内容になっております。そして、そのかわりに政策室、経営室、管理会計室、会計室を新設いたします。政策室は、計画財務、区民自治推進、調査研究、情報化推進、平和・人権、国際化など、主に今、区長室がやっているようなものに、あと平和とか、あるいは財務とか、そういうものを加えたものになります。経営室は、経営、報道秘書、人事、財産管理、危機管理、防災ということで、主に今、総務部が行っているものに近いものであります。それから会計管理室ですけれども、これは評価・改善、経営分析、公会計改革、税務、未集金対策ということで、主に行政評価でありますとか経営分析、それから税務、未収金などを担当いたします。それから会計室ですけれども、これは、今、収入役室がやっているような、いわゆる会計の管理であります。ここには会計管理者を置くということになります。ほかの組織ですけれども、区民生活部、子ども家庭部、それから保健福祉部、都市整備部、拠点まちづくり推進室、また教育委員会につきましては、ほぼ従前どおりという考え方です。

続きまして、3点目につきましてご報告いたします。これは、表彰についてでありますけれども、昨日、財団法人日本学校保健会というところの「21世紀新しい時代の健康教育推進学校表彰式」が都庁でございました。本区から、谷戸小学校が優良校として表彰を受

けました。この表彰ですけれども、最優秀校は文部科学省で表彰されるようでございますが、これは本当に少なく、優良校につきましては都庁で表彰を受けました。東京都で3校だそうです。高校が1校、それから小学校が2校ということで。谷戸小につきましては、以前にも東京都の職員表彰で、あそこの養護教員の井上眞理子さんが表彰を受けておられまして、今年はこれで2回目ということになります。ちなみに、学校の学校医は山田先生、山田委員であります。

そんなことであります。以上です。

飛鳥馬委員長

それでは、事務局からの報告事項に移ります。

<事務局報告事項>

飛鳥馬委員長

最初に、ちょっとこの議事日程の順番を変更したいと思いますが、中央図書館長が所用のために途中で退席される予定でございますので、図書館に関する報告事項、4番と5番というのがございますが、それを先に報告を受けたいと思います。

それでは、報告事項4のところになりますが、川島商店街と図書館との協働事業についての報告をお願いします。

中央図書館長

このたび、中野区立中央図書館と川島商店街振興組合とは、協働して新入生、新入園児・新入学児向けの図書選びの支援の活動を行うことになりましたのでご報告をさせていただきます。

この事業につきましては、川島商店街と申しますのは中野区弥生町にございます商店街になりまして、この商店街の空き店舗を活用いたしまして交流の場として商店街が運営しておりますコスモステーション・カワシマ「げんき村」という施設がございます。会場の広さとしては約33平米ほどの施設でございますが、ここの場で、来週3月12日から18日までの7日間、事業を予定しております。

事業の内容でございますけれども、この春、幼稚園やあるいは小学校等に入園・入学する児童を持つ保護者の方を主な対象といたしまして、子どもに本を与える際の、どんな本を選んだらよいかということの選定の支援をいたします。具体的には、まず図書館で作成しております乳幼児向けのブックリストの配布ですとか、あるいは絵本の現物の展示等による紹介を行います。また、絵本が閲覧できる場を設けると同時に、地元のボランティア団体のご協力によりまして、絵本の読み聞かせの時間を設けます。また、今回、中野区の書店組合のご協力をいただきまして、会場で絵本の出張予約販売もあわせて行うこととし

ております。

この事業の推進体制につきましては、川島商店街振興組合が実施主体となりまして、中央図書館が協働して開催するという形をとっております。また、近隣の地域図書館といたしまして、本町図書館及び南台図書館も近いものですから、この3館が協力するという体制になります。

図書館といたしましては、主にブックリストの提供ですとか閲覧用の図書の貸出を行うとともに、地域のボランティアの紹介、あるいは書店組合さんを商店街さんにご紹介するですとか、さらに当日の会場設営に係る企画と準備の協力を行っております。また、この事業のPRにつきましては、主に川島商店街の方で新聞折り込みのチラシを作成し、地域への周知を図ると同時に、図書館といたしましても、ホームページあるいは図書館、地域センター等にポスター、チラシの配布、掲示を行っているところでございます。

会場のイメージが、添付資料の3ページの右、上の方でございますけれども、商店街の中に、このような施設がございます。コスモステーション・カワシマ「げんき村」でございますが、この中を当日は子どもたちの読書感想画などを展示して飾りつけを行いますとともに、本を展示し、また読んだり聞いたり、読み聞かせができるようなスペースを設けるという形で考えてございます。

簡単ではございますが、以上、ご報告させていただきました。

飛鳥馬委員長

それでは、質問がありましたら。質問、ご意見どうでしょうか。

山田委員

非常に素晴らしい協働事業だと思うんですけれども、今まで、こういった商店街の方からとかほかの団体などで、こういった事業の問い合わせはあったんでしょうか。

中央図書館長

商店街ということだと、非常に珍しいケースかと思えます。これ、東京都全体を見ても、商店街と図書館という組み合わせは余り例がないことかと思っております。

大塚委員

関連してなんですが、これ、どちらからの提案ということなんですか。

中央図書館長

図書館といたしましては、かねてより子ども読書活動の推進に力を入れてきたところでございます。しかしながら、今まで図書館の、どうしても中での行事が中心でしたので、何か外に出ていくようなことができないものかという思いをかねて持っておりました。そこに、今回、川島商店街さんの方から、ぜひ地域貢献の一環として、また地域活性化のた

めに子ども向け、子どもの本をテーマにイベントをやりたいんだというお話がございましたので、ぜひ一緒にやらせていただきたいということで、今回実施の運びになったものでございます。

飛鳥馬委員長

この資料に、この川島商店街と協働開催と書いてありますよね、事業を協働でという。主催とか共催とかという言葉はよく聞きますが、この協働というのは、何か特別に意味があるのですか。

中央図書館長

今回、特に商店街さんの方からは、後援名義とか、そういう形ではなくて、実質的な中身、例えば本の選定に関する図書館としてのアドバイスですとか、そういったことをお願いしたいというお話がございました。ですので、双方協議の上、後援ですとか共催等の名義の形にはいたしませんけれど、実施主体は川島商店街であります、図書館も協力してやらせていただくという位置づけで、このような表現をしているところでございます。

高木委員

大変いい取り組みだと思います。ちょっと聞きたいのは、このコスモステーション・カワシマというのが、ちょっと写真だけではわかりにくいんですが、どれくらいの広さなんでしょうか。と申しますのは、例えばほかの商店街さんでも、空き店舗ですとか、あるいは商店街の中にこういったスペースが結構最近あると思うんですね。ですから、ほかからも申し入れがあれば中央図書館としては協力をしていくつもりなのかなということ、ちょっとお聞きしたいんです。

中央図書館長

このコスモステーション・カワシマ「げんき村」でございますけれども、空き店舗を活用した施設ということで、大会場の広さが33平米、10坪ほどになります。普段は、運営は商店街の方でやっておられますが、地域の方の、例えば手づくり作品の発表会に使われたりですとか、あるいは団体や個人の利用がない日については、お買い物をされる方の休憩所として一般開放されているものでございます。この空き店舗の活用した施設の整備に当たりましては、恐らく、たしか、区及び都の補助金等も出ているかと思えます。今後の展開でございますけれども、もちろん図書館側の人員体制の問題もございまして、地域からこのような声かけがあった場合には、図書館としてもできる限りご協力させていただき、外に出ていく図書館を目指したいと思っております。

山田委員

今、やっぱり本が、読書離れというのが言われている時代ですから、こういった絵本に

出会うことが、母子とともにいろんなところで経験できるというチャンスがあるという、こういった企画は素晴らしいことだと思うんですね。一つ提案なんですけれども、図書館のおつくりになっている幼児向けの絵本の紹介リストとかというのがつくられているわけですね。そういったものをもっと有効活用するために、例えば子ども家庭部と連携してとか、例えば3歳の健診のときにそういったものを紹介するとか、もっと早いときといえ、母親学級のところでそういった本を紹介するとかということで、絵本というものの楽しさを紹介していくような、そういったチャンスはあると思うんで、そういった方面で活用できればなと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

中央図書館長

現在、既に乳幼児健康診査の際に、6カ月でしたかね、乳幼児向けのブックリストの配布はさせていただいております。また、配布とあわせて本の現物の展示もやらせていただいているところです。

山田委員

1歳6カ月健診とか、3歳健診を使ってということになりますね。

中央図書館長

はい、そうです。

飛鳥馬委員長

よろしいですか。

平成19年度図書館業務委託受託候補者の選定結果についての報告をお願いいたします。

中央図書館長

このほど、図書館では平成19年度からの図書館の業務委託受託候補者の選定を行いましたので、ご報告をさせていただきます。

現在、図書館のカウンター周辺業務と申しておりますけれども、貸出・返却の手続きとか、あるいは利用者カードの発行、さらにはカウンターバックでの作業等も含めまして、受託者に平成16年から委託をいたしまして、今回3年間を経過しております。これを機に、改めて受託候補者を公募いたしまして、選定をいたしました。

選定の経過につきましては、以前スケジュールをご報告したところでございますけれども、12月15日に応募の説明会を行いましたところ、11事業者の参加をいただきました。その後、12月28日の受託申し込みの締め切りの段階では7事業者が応募しております。これらに対しまして、19年になりますけれども、1月11日に書類審査を行いまして、その後、ヒアリング審査を行いまして、今回4事業者を受託候補者として内定をしております。今後、契約等の手続きがございますので、あくまで今の段階では受託候補者という位置

づけになってございます。

具体的な受託候補者の名前でございますけれども、資料記載のとおりでございます。このうち、上高田図書館につきましては、現在、株式会社図書館流通センターが受託しておりますけれども、19年4月からは株式会社ヴィアックスに変更になります。その他の図書館につきましては、結果的にはございますけれども、現在受託している事業者が受託候補者となっているという結果でございます。

候補者の選定に当たっては、基本的に資料記載のとおりの方に基づいて選定をいたしました。まず、事業者間に適正な競争原理が働くように、中央図書館については1事業者、地域図書館については複数の事業者に委託をするという考え方でございます。さらに、中央図書館につきましては、全地域図書館の中核として独立的な立場での調整等の業務が発生しますことから、中央図書館を受けた事業者については地域図書館を持たせないという考え方でございます。また、地域図書館につきましては、複数の図書館を、それぞれ持たせることにより効率化を図っていくという考え方でございます。なお、その地域図書館につきましては、原則といたしまして休館日が同一とならない組み合わせで、7館を3館・2館・2館という形で割り振りをいたしました。

裏面にまいりまして、審査の主な項目でございますけれども、選定委員会におきまして、以下の項目について審査を実施いたしました。委託業務全般に対する考え方、要員についての考え方、利用者の安全についての考え方等々、以下記載のとおりでございます。

また、記載いたしました4事業者を選定した理由につきまして少しご説明をさせていただきますが、まず中央図書館の受託候補者につきましては、先ほど申し上げましたように、全地域図書館も含めたすべての図書館の中核的な業務調整を担う立場にあるものですので、とりわけ中野区の目指す図書館像について、どの程度理解をしているか等を重点的に審査をいたしました。その結果、この当該事業者につきましては、区民の意思決定を支える図書館という我々中野区が目指している図書館像を非常によく理解しております。また、具体的に図書館の利用者の実態に応じた展示スペース等の活用方法の提案など、区立図書館の現状についての理解度も非常にすぐれております。さらに、中央図書館につきましては、先般ご報告いたしましたように、来年度から新たにレファレンス業務についても委託の範囲に含めて実施していくわけでございますけれども、この業務を遂行するためには情報検索などの高い専門性が必要になります。中央図書館の今回の受託候補者につきましては、全事業者の中で、その要員に占める司書率が約80%近くと非常に高く、また情報検索基礎能力、これはオンラインデータベースの活用能力の度合いをはかる民間の試験でございますが、この試験を合格した要員も非常に多いなど、非常に高度な専門性を有しております。

ので、水準の高いレファレンス業務の遂行が期待できると考えております。さらに、2月に策定いたしました子ども読書活動の推進に関しましても、積極的な企画提案が行われております。例えば、子ども向けの図書館だよりを、この事業者は独自に発行したいというようなご提案もいただいております。

次に、地域図書館の受託候補者につきましてでございますけれども、地域図書館におきましては、とりわけ来年度、地域図書館長が常駐という形をとりませんので、利用者の安全あるいは利用者の満足度の向上を図るための考え方について、重点的に見てまいりました。今回の受託候補者になりました3事業者は、いずれも独自のマニュアルの整備ですとか、あるいはマナー向上に向けて受託者自身のセルフチェックと外部のチェックを二重化するなど、各社それぞれに工夫が凝らされた提案がなされております。また、プライバシーの保護の観点からも、プライバシーマークと申しまして、日本工業規格の中でプライバシーの保護に関して体制がどこまで整備できているかを判定する一つの基準がございますが、それに合致した者に与えられるプライバシーマークを取得しており、あるいは取得の準備中であるというような非常に体制が、整備が図られているところでございます。また、子ども読書活動の推進につきましても、学校との連携に積極的に関与していきたい等々、企画提案が行われているところでございます。これらのことから、表面記載の3事業者を選定いたしました。なお、7地域図書館の割り振りにつきましては、各事業者の希望等を考慮した上で決定しております。

以上、来年度の図書館業務委託受託候補者の選定結果についてご報告申し上げます。

飛鳥馬委員長

それでは、質疑に移ります。

質問、ご意見ございましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

飛鳥馬委員長

ないようですので、それでは、先ほど申し上げた事務局報告1のほうに戻りたいと思います。

それでは次に、議会の委任に基づく専決処分についての報告をお願いします。教育経営担当課長、お願いします。

教育経営担当課長

それでは、議会の委任に基づく専決処分につきましてご報告をさせていただきたいと思っております。

内容の報告の前に、まず、この議会の委任に基づく専決処分について、ちょっと若干ご

説明申し上げたいと思います。

この議会の委任に基づきます専決処分と申しますのは、地方自治法第 180 条の規定によりまして、普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により、特に指定したものは普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができるという規定がございます。同じく地方自治法の第 96 条に、普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならないということで、必ずその議会の議決を要する事項というものがいろいろございます。条例の制定だとか予算の議決だとかと並んで、和解に関することも、この議会の議決を要する一つの事件となっておりますが、内容が簡易なものにつきましては、その議会の議決を要さないで長の判断で先に決定することができるという、そういう規定になってございます。今回はその事例がございまして、内容が学校に関わる事故ということでございましたので、ちょっとその経過につきましてご報告をさせていただきますと思います。

まず事故の概要でございます。これは昨年 10 月 27 日でございましたが、事故が発生した場所は関越自動車道下り三芳パーキングエリア内の駐車場ということでございますけれども、実は桃三小学校の児童が生活科見学のバス移動中——これは川越の農園を、当日、生活科見学に行くということで出発をいたしました。この上記場所でトイレ休憩ということで休憩をとりまして、子どもたちがそこでバスから下車をいたしましてトイレに向かっていたんですが、ちょうどその駐車エリアのところの近くにとまっておりました乗用車のところを通るときに、ドアミラーのところちょっと接触をして、ドアミラーを前方の方に曲げてしまった。その子どもたちの後ろについていった、引率していた教員がそれに気づきまして、今度は逆にその前方のほうに曲がっちゃったドアミラーを無理にといたらあれですけども、またもとに戻したんです。そういたしまして、トイレ休憩が終わりました戻ってきたところ、その乗用車に乗っていた所有者の方から、実はドアミラーの電動の収納装置、これが利かなくなっちゃったと。どうも、先ほどやったそれが原因だということで、ちょっと生活科見学の移動中でしたので、とりあえず詳細等々については後ほどきちんとお話をということで、その後、その車の点検を行いまして、やはりそのドアミラーを無理に戻したものが原因で、その内部の装置が壊れて電動の装置が利かなくなっちゃったということがわかりまして、それにかかった修理費、これを弁償してほしいということで話がございました。それで双方で話し合った結果、相手方がこうむりました損害額、これ 2 万 4,150 円でございますが、それを賠償するというので、双方で和解が成立したというものでございます。これは 12 月 8 日に双方の、そういった形での和解が成立してございます。

ここで、区の賠償責任とございますが、本件事故につきましても児童の接触により前方に曲がったドアミラーを引率した教員が定位置に戻す際に破損させたものであり、相手方がこうむった損害額全額について区に賠償の義務があるものということで判断をいたしまして、その修理費2万4,150円、これを損害賠償額ということで相手方に支払をいたしたところでございます。なお、この損害賠償金につきましては、特別区自治体総合賠償責任保険によりまして全額が補てんされてございます。

今回の事故を受けまして、改めて校長の方から引率しました教員に対しまして口頭によります注意を行うとともに、それからまた全教職員に対しまして、校外行事におきます安全指導、これを改めて徹底を図ったということで報告を受けてございます。

以上、議会の委任に基づく専決処分という事例がございましたので、その内容につきましてご報告をさせていただきます。

飛鳥馬委員長

それでは、質問がありましたらどうぞ。どうでしょうか。

山田委員

先ほどご説明いただいたんですけれども、議会の委任に基づく専決処分というのと、あと、長が決定できるという、その辺の差はどんなところで生じてくるのか、もう一度改めてお聞きしたいんですけれど。

教育経営担当課長

この和解の事例につきましては、先ほど申しましたとおり、地方自治法の規定によりまして議会が議決を要する事件ということなんですが、ただ、それが比較的軽易の場合、具体的には区が当事者である和解で、その額が100万円以下というものにつきましては、これは議会が先に議決を要さないで、緊急の場合については長の方で先に決定をして、その後議会に対して報告をすればいいということで、いろんな、今回のようなこういったトラブルだとか、いろんな事故、事件の発生、そういった場合に機動的に対処できるというようなそういった制度でございまして、今回、この生活科見学の際に発生いたしました、こういったトラブル処理といいますか、こういった分について相手方と和解の話し合いをして、先にこういった決定を行って、和解金と申しますか、損害賠償をしたと。これについては、その後議会の方にご報告するというような形でございます。本件がその一つの事例ということでございますけれども、内容が学校での通常の行事の中で起こった事柄でございまして、ということで、本日、その内容につきましてご報告させていただいたところでございます。

大塚委員

事故後の対応についてということで、校長から引率教員に注意ということなんですが、何が悪かったという注意になるのでしょうか。

教育経営担当課長

結果的には、結局この教員が、一度児童が接触したドアミラーをもとに戻した、それ、かなりちょっと力を込めてやったときに、やっぱり破損したらしいんですけども、事前に、よく、ちょうどそのとき相手方の方も車内にいらっやって、そういったことで余り独断で判断をしたりとか、そういったことをしないでよく状況を確認して、その状況に応じてやってほしいということで、確かにいろんなトラブルといいますか事故等ありますので一概に判断はできないんですけども、いろんな状況を勘案する中で慎重に対処してほしいという内容でございます。

高木委員

これ、事故の概要を見ますと、児童がドアミラーに接触して前方に曲がったものを直す。前方に曲がった段階で壊れるような気がするんですが。普通、ドアミラーというのは自分の方には畳みますけれども、向こうに行かないですね。だから、この子どもが悪いとか、子どもに弁償させろとかということではないんですけども、イメージで言うと、先生がやる前に子どもがやっちゃったのかなと。ただ、おっしゃったように、その後のケアのところ、もうちょっと、今のお話ですと戻ってきてからということは、すぐ謝罪しなかったとかという意味で注意というのはわかるんですけども、そこら辺、ちょっと、もうちょっとどういう感じなのか教えていただきたいんですけども。

教育経営担当課長

実は、修理を行ったところからの報告によりますと、今おっしゃったような形で最初に接触してドアミラーが前方に行ったところでは、その段階では余り被害といいますか、直接的にはそういったものはなかった。修理に当たった方の報告では、それを無理に戻したときに、ちょっと圧力といいますか、力がかかり過ぎたのが原因だと。ちょっと、事故報告としてはそういうふうに報告がなされてございます。

飛鳥馬委員長

こういう、何てない事故のようなこと、難しいですよ、やっぱりね。子どもが不注意でぶつかったのか、故意にやったのか、まずそこからありますよね。飛び出して不注意でぶつかったとしたら、先生が見ていなかったのかとか、どういった状態でバスをおりたのかとか、そういうこともありますよね。あるいは、それがはっきりしないと、この保険が出るのか出ないのかという、保険は故意にやったとかやらないとかという、いろんな難しい問題が関わってくるんですね。だから、多分そういうものを総合してこうなったんだ

ろうなど私は思うんですけれども、簡単に思いますけれども、割といろいろ複雑なんですね、簡単なことのようにも。というふうに思いました。答弁は結構です。大体、様子はわかりました。

これはよろしいですか。

それでは、次に移ります。

次は報告事項になりますが、平成 19 年度中野区軽井沢少年自然の家の運営管理業務委託受託候補者の選定結果についてということで、学校教育担当参事、お願いします。

学校教育担当参事

それでは、軽井沢少年自然の家運営管理業務委託受託候補者の選定結果についてご説明します。

まず、今現在の受託者は、平成 14 年度に企画提案方式により選定した業者です。その後、継続して委託を行ってきたところです。5年を経過しましたので見直しを行いまして、今回提案方式により業者選定を行ったところでございます。

選定の経過は、公募を行いました。平成 18 年 12 月 8 日から 25 日の間、ホームページそれから区役所、うちの窓口等に募集要項を置いたところでございます。締切が翌 19 年 1 月 12 日です。そのときに、公募があったのは 7 社でございます。地元が 5 社、いわゆる長野県軽井沢の業者が 5 社、それから都内に本社を置く 2 社です。第 1 回においては、選定の評価基準の設定、それから企画提案書の審議を行いまして、この時点で 4 社に絞り込みました。19 年 2 月 5 日に選定業者 4 社をそれぞれ呼びましてヒアリングを行い、2 月 14 日に契約候補者第 1 位を決めたところでございます。

選定の方法につきましては、選定委員会を設けました。なぜかという、軽井沢少年の家は教育施設であることから、受託業務について業者の教育施設に対する姿勢や適正、能力など、総合的な判断・評価をより客観的に行う必要があるということで業者選定委員会を設置しました。選定のメンバーは、教育委員会事務局次長を委員長とし、指導室長、教育経営担当課長、校外施設運営協議会軽井沢担当、小学校・中学校の校長先生それぞれ 1 名です。それから少年自然の家の所長、学校健康推進担当主査、それと私の 8 名で行いました。選定の基準は、記載されている①、教育施設受託に対する会社の姿勢は適切なものと言えるかとか七つの視点から行ったところです。

その結果、株式会社ゆうすげ、地元の業者であります。

選定理由としては、6 点ほど掲げてございます。まず、全体の運営をなされる責任者の調理や施設管理の経験が豊富であり、満足度の高いサービス提供が期待できること。さらに衛生管理がしっかりしているということ。それから、自然の家の近くには、少年自然の家

から5分程度、車ですけれども、距離にすると1.9キロの近くに施設があり、緊急時のバックアップ体制がいいということ。それから、所有しているテニスコート14面持っています。それを考えたときに、子どももそうなんですけれども、一般利用者も、そういう利用できる可能性が高い。それに伴って一般利用者の増大が期待できるということでありました。それから従業員及びパートタイム社員への研修は研修体制がしっかりしているし、積極的に取り組んでいること。それから、経費の話ですけれども、根拠がしっかりしていたということで、選定委員の皆さんが1位をつけた業者であります。

受託開始は19年4月1日からで、これまで以上の満足度の高いサービスを提供しているよう我々は努めていきたいと思っております。

以上です。

飛鳥馬委員長

それでは、ご意見をお願いします。

山田委員

以前に委託をしていた業者と、今回の業者は違うのでしょうか。

学校教育担当参事

今、3月31日まで業務委託しているんですけれども、昨年10月に食中毒を起こしたという1点と、やはり衛生面の問題があるということで、応募については拒まなかったですけれども、第一次選定の段階では4社には残らなかったところです。

山田委員

もう一点です。先ほど図書館の方の委託は3年ごとに見直していくと。こちらは5年ですけれども、これは何か決まりがありましたか。

学校教育担当参事

特段決まりはないんですけれども、受託の内容が、結構総合的なものです。一つは、館内の清掃、それから警備及び設備管理、建物管理ですね、それから今言った飲食物、まかないですね、それと利用接遇、所長代理が1人いますものですから、あとは全体の管理運営をやるということになると、ある程度の人員を養成する期間がかかるということで、あと、ある程度の投資的なものを行っているので、5年が見直しのサイクルかなと思って5年と考えているところです。指定管理者も、大体5年で考えていますので、それに準用して5年で見直しするというのが我々の考えであります。

飛鳥馬委員長

ほかはどうでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

飛鳥馬委員長

それでは、ないようですので次に移ります。

次は、平成 19・20 年度区立小中学校給食費についての報告をお願いします。学校教育担当参事、よろしくどうぞ。

学校教育担当参事

これは、19 年・20 年度の区立小中学校給食費についてでございます。給食費の 1 食当たりの単価については、これ、実績及び使用食品の数量、物価の動向と勘案して行っています。今回は、そういうことを考え、現行の給食費と同額とするという決定でございます。なお、標準給食実施回数なんですけれども、学校によって若干異なってきますので、標準給食実施回数については、2 学期制の実施も踏まえ、3 回の増としてございます。小学校は 193 回を想定しています。低学年 1・2 年生 230 円、中学年 3 年・4 年 250 円、高学年 5 年・6 年 270 円、これはボリューム等が、カロリー等が若干違いますので、こういうかかりになってございます。中学生については全学年 300 円でございます。

給食費の月額なんですけれども、小学校は 11 カ月払いでやっています。そうすると、1 カ月当たり低学年について 4,035 円、ちょっと端数が出ますけれども、おおよそ 4,035 円です。中学年については 4,386 円、高学年については 4,737 円を想定しています。中学校については 10 回払いでございます。それで 5,730 円になります。

参考として、今、14 年までは毎年見直しを行っていたんですけれども、15 年からは隔年、2 年に一度見直しを行うということで、15 年、17、18、19、20 と、現行の価格を据え置いて回数が若干ふえてきているという傾向にあります。

以上です。

飛鳥馬委員長

それでは、ご意見をお伺いします。いかがでしょうか。

高木委員

小学校と中学校で月数が違うというのは、何か、素朴な質問で申しわけないんですが、理由があるんでしょうか。10 カ月割と 11 カ月。

指導室長

特段に、そういうことではないと思いますが、つまりは総枠でまいますので、大体。それを 11 カ月払いにするか 10 カ月払いにするかということだろうというふうに思っております。きっちりと今月分ということだけでは決算が違っていると思いますので。それで端数が出てくるんだというふうに考えます。

学校教育担当参事

学校の行事等とか考えて、小学校の場合は、若干回数は、これまでもふやしているので2回ほど異なるということでもあります。ただ、学校によって、行事によって違うので、標準的に191回と193回ということをやっているところです。

高木委員

そうではなくて、例えば小学校は11カ月というのは、8月がないから11で割るのは何となくわかるんですよ。中学校になると10で割るとというのが、何か。別にだめとかということはないんですけども何か理由があるんですかという、素朴な質問なんです。

指導室長

払い方の違いだけなので。

高木委員

特には理由がないということですね。

指導室長

ないということでございます。

高木委員

わかりました。

山田委員

払い方のことなんですけれども、これは銀行だとか、口座引き落とししか振り込み。引き落としですよ。

学校教育担当参事

入学するときと、それから学年が変わるときには口座振替をお願いしています。全部口座で振りかえをお願いしています。

飛鳥馬委員長

金額はあれでしょうか、23区で比べてみると、どの程度になるのでしょうか。およそで結構です。

学校教育担当参事

若干開きは、そんなに多くはないんですけども、ちょっと23区調べ切れなかったんですけども、4ブロックでは、板橋区では低学年215円、それから中学年235円、高学年250円、中学校は300円ですね。杉並区は、18年の価格なんですけれども、低学年221円、中学年238円、高学年250円、中学校291円で、ただ、19年度は3円ほどアップしたいということです。金額的には大体この額の幅におさまっているというのはいいですね。

飛鳥馬委員長

大した違いはないのかもしれませんが、ここ、最近デフレの時代ですから、そんなに値段を上げたくないという、ずっと据え置きの感じできていると思うんですけれども。

きのう、ちょっと新聞で調べて見ていたら、全国で言うと、全国は小学校は 3,900 円なんです。全国ですから、地方の小さな学校もありますから。中学校は 4,500 円です。東京は、それよりもちょっと高目ということなんでしょうけれども、いろいろな物価のこともあるんでしょうか。

ほかはどうでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

飛鳥馬委員長

それでは、次に移ります。では、そのほかの報告事項に移りたいと思います。

そのほかはどうでしょうか。どうぞ。

教育経営担当課長

すみません。口頭ですが、1 件ご報告をさせていただきたいと思います。

内容につきましては教育だよりのリニューアルということで、実は、中野区報が、こちらでもリニューアルすることになりまして、それに伴い、区報に折込で発行しております教育だよりにつきまして、それにあわせて規格等が変更になりますので報告をさせていただきたいと思います。

具体的に申し上げますと、区報のほうですが、発行部数が現在の 13 万部から 19 万部ということで大幅にふえます。それから配布の方法が、これまで新聞折込でやっていたものですが、これが業務委託により各戸配付に変わります。それから、これ区報なんですけれども、発行日と発行回数が、現在は第 1、第 3、第 4 日曜日の月 3 回、年 36 回ですが、これが今度、4 月以降は毎月 5 日、20 日の月 2 回で年 24 回になります。それから、サイズとページ数なんですけど、現在はタブロイド判の 4 ページまたは 8 ページという形なんですけど、これが A 4 判冊子型ということで、ページ数も 16 ページないし 24 ページというふうになります。ちょっと見本がございますのでお示ししたいと思いますが、現在の区報、それから教育だよりですけれども、これはこういった形でタブロイド判で、中に、こういう教育だよりが入ってございます。これが、これちょっと試作版なんですけれども、こういう形で A 4 判になります。この中に教育だよりを挟み込むという、スタイルとしては従来と同じでございます。これを、従来は新聞折込だったんですが、今度は配布の委託をいたしまして、1 軒ずつ各戸に配付というようなスタイルになります。当然、この区報のリニューアルに伴いまして、一緒に折込を教育だよりはやっておりますので、区報のほうもそういう形で発行の回数とか変更になりますので、サイズ、ページ数が変更になります。

ので、それに伴いまして教育だよりのほうも同じ規格で、こういう冊子型のスタイルになるということ。現在、教育だよりにつきましては、こういう4ページ立てでございますが、サイズが少し小さくなりますので、今度は倍の8ページ立てという形でやりたいと思います。なお、予算等の措置につきましては、今年度同様年4回の発行を予定してございます。例年ですと、6月それから9月、11月それから3月という形で発行してございますけれども、来年度も、その予定でいけば、教育だよりの場合は6月の発行から新たな形でのリニューアル版ということになろうかというふうに思っております。区報の場合は4月20日号から新しいリニューアル版になる予定でございます。

なお、この教育だよりの19年度の編集方針等につきましては、例年どおり改めて新年度になりましたところでまたご報告させていただきたいと思いますが、とりあえず、今回、こういった形でスタイルがリニューアルされるということで、先日、議会の方の予算も議決されまして、区報が変わる、それに伴って教育だよりも変わるということもございまして、ご報告だけさせていただきたいと思います。

以上でございます。

飛鳥馬委員長

それでは、ご意見伺います。いかがでしょうか。

色はつかないんですか。2色刷りとか。

教育経営担当課長

墨と、それからもう一色。

飛鳥馬委員長

もう一色ぐらい。わかりました。

よろしいですか。ということです。

それでは、次に移りたいと思います。

<協議事項>

飛鳥馬委員長

次は、中野区立小中学校再編計画に基づく学校の統合についての協議を進めます。教育改革担当課長、お願いします。

教育改革担当課長

それでは、中野区立小中学校再編計画に基づく学校の統合についてご説明させていただきます。

この中身ですけれども、平成17年10月に策定いたしました中野区立小中学校再編計画に基づきまして、平成20年4月1日付で学校を統合するという内容でございます。資料

をごらんいただきたいと思います。

まず、桃園第三小学校・仲町小学校・桃丘小学校の統合でございますけれども、この統合新校の校名候補についてでございます。昨年6月に設置いたしました学校統合委員会で、校名の公募、これは平成18年10月から11月に行いまして、応募件数が171件あったものですけれども、こういった公募を経まして段階的に慎重に検討を行いまして、最終的に1月22日に開催された第6回の統合委員会で、「中野区立」、桃の花と書きまして「桃花（とうか）小学校」ということで選定をしております。選定理由といたしましては、統合新校の周辺、この地名は昔は「桃園」であり、地域になじみがある「桃」を入れることが子どもたちのために大切である。また、桃の字の“兆”という部分については多くの実をつけるというような意味もございまして、生命力をあらわしている。また、桃の花の赤色というのは、その薬効により邪気を払ってくれるものとして中国では仙果として扱われていたということから、子どもたちの健やかな成長という願いを込めた校名である。また、子どもにとって読みやすい、書きやすい、なじみやすい、桃の花のイメージから子どもの情感を育て、潤いのある校名であるというような理由で、このような校名にしたということでございます。このような経過、理由により選定された校名を尊重しまして、統合いたします新校名を「中野区立桃花小学校」とするということでございます。

2番目でございます。(2)でございます。小学校の位置でございますが、中野区中央五丁目43番1号、現在の桃園第三小学校の位置に設置いたします。設置年月日は、平成20年4月1日といたします。

また、本統合を実施するため、現在の桃園第三小学校・仲町小学校・桃丘小学校を平成20年3月31日に廃止いたします。

裏面をごらんいただきたいと思います。

第六中学校・第十一中学校の統合でございますが、これにつきましても、昨年5月設置しました学校統合委員会で校名の公募、応募総数が212件ございましたけれども、これを経て段階的に検討を行いまして、最終的に1月17日に開催されました第8回統合委員会で「中野区立」、「緑」という字に野原の「野」、「緑野(みどりの)中学校」とすることで選定いたしました。選定理由としては、統合新校が設置される現在の第十一中学校は校内に緑が多く、周辺にも緑が多い。また、緑には四季折々の変化があり、個性や可能性というのが感じられる。また、緑にはすがすがしさや新緑からの成長のイメージがあり、新校のスタートにふさわしい。また、中野区立学校であることから、「緑」に「中野」の「野」を組み合わせたとすることもございまして、この校名としたものでございます。この校名につきましても、学校統合委員会での検討経過、選定理由を尊重し、統合いたします新校名

を「中野区立緑野中学校」とするということでございます。

中学校の位置でございますが、中野区立丸山一丁目1番19号、現在の中野区立第十一中学校の位置に設置いたします。設置年月日は、平成20年4月1日といたします。

また、本統合を実施するため、第六中学校・第十一中学校を平成20年3月31日に廃止いたします。

以上でございます。

なお、今後の予定でございますが、来週の教育委員会で、以上の内容を中野区立学校の設置及び廃止、及び中野区立学校設置条例の一部改正手続として議案としてご提案したいというふうに考えてございます。

以上、よろしくご協議いただきたいと思います。

飛鳥馬委員長

それでは、ご意見を伺います。

何かございますか。

山田委員

統合についての学校の施設の改修などについてお尋ねしたいんですけども、桃花小学校、新校は、体育館を建て直すということが、21年度でしたっけ、始まるということですが、ほかに、PTAのほうから給食設備の見直しなどがあって改修に入るという話を聞いていますが、その改修のことをお尋ねしたいと思います。

もう一つ、緑野中学校のほうも、何かそういった改修の予定があるんでしょうか。

教育改革担当課長

それぞれ20年4月に統合する学校につきましては、平成18年度、平成19年度それから平成20年度、3カ年にかけて、それぞれ学校の、例えば木床改修にするとか、外壁を直すとか、照明設備、放送設備、そういった、統合に伴いまして必要な改修工事を計画的に行ってございます。ご質問いただきました桃三小の体育館につきましては、今年度基本設計ということで経費を来年度組んでございますが、まだどういう工事手法ですとか、そういったことはこれから詰めるということになりますので、そういった時期についてもこれから検討するということでございます。

給食設備の改修につきましては、担当の参事のほうから。

学校教育担当参事

給食室の改修なんですけれども、統合によりまして約500食を供給する能力体制をつくらなければならないと思っています。それに伴いまして、現行の給食室の改修がどうしても必要になります。この際、ドライシステムを採用し、床から改修していきたいというこ

とで、それから衛生状態を保ちたいということで、従業員の数もふえますので、トイレとかの改修をあわせて行う。要するに、中で全部衛生状態を保ちながら調理をするということなので、大規模な改修が必要になる。時期的には夏休み前から下準備をしますけれども、どうしても夏休みには終わらないような工事日程になってしまっていますので、夏休みを越えて工事期間はかかるかと思っています。したがって、給食が、その間どうするかということについては学校と相談しながら詰めていきたいと思います。場合によって給食の設備ができていないので弁当をお願いするとか、そういったような対応もお願いをせざるを得ない状態になるかとも思います。

山田委員

多くは、改修工事は、なるだけ子ども、児童・生徒が学校に通われていない夏休みなんかを利用するという事だと思えるんですけども、大改修の場合には、こういった事情が出てくると。桃三小については、体育館の建て直しなので、その体育館は、まだ 20 年度設計段階でしょうから、21 年度以降になると思うんですけど、その間の体育館についてはほかのところを利用するような構想があるんでしょうか。

学校教育担当参事

桃丘小学校が平成 20 年 3 月 31 日に廃止されますので、桃丘小学校の体育館でありますとか、あるいは行事等で使う場合は ZERO ホールであるとか、あるいは小さい行事でありますとかそういった場合には、近くに桃園地域センターの、そういった小さなホールもございますので、そういった近隣の区の施設をその間活用して行うということで考えてございます。

飛鳥馬委員長

ほかはどうでしょう。

それでは、この件はまた来週、第 3 回の定例会で審議したいと思いますので、準備のほう、よろしく願いいたします。

それでは、次に移ります。

次は、「体力向上プログラム」ガイドライン(案)についての協議を進めたいと思います。

それでは、説明をお願いします。

指導室長

それでは、体力向上委員会、学識経験者、それから区内の小中学校の代表者でつくっております委員会でございますが、そちらの委員会が「体力向上プログラム」のガイドラインの作成がまとまりましたので、案としてご提案をさせていただきます。過日、プロットについてはお話をしているかと思いますが、きょうは概要版に即してお話をさせていただ

きたいと思います。

それでは、このガイドラインの構成でございますが、ガイドライン（案）の1ページ目にも書かれてございますように、策定の趣旨、それから中野区の児童・生徒の体力の実態を上げまして、その実態に基づく趣旨から体力向上の理念と中野区としての取り組みの基本的な考え方を次に上げ、体力の実態の分析、基本的な理念、取り組みの考え方から受けた運動及び体力や健康に関わる到達目標、中野区としての生活や行動も含めた到達目標を「中野スタンダード」という形で設定をするということ。そして、これまでの取り組みの中で、フラッグフットボール—この間見ていただきましたけれども—も共通教材として取り組む意図及びその教材の価値、そして、これからこれらに基づいて各学校がつくってまいります体力向上プログラムの例となる活用例や実践例や計画例を挙げているというものでございます。

それでは、策定の趣旨、ガイドライン1、2ページに当たるところでございますが、簡単にお話をさせていただきます。

中野区の教育委員会におきましては、17年に策定しました教育ビジョンの中でも体力の向上を挙げておりまして、日常における運動の習慣化を図ることを重要な教育課題の一つにしてきております。それを受けまして、このガイドラインを作成することになりました。ガイドラインは、児童・生徒の体力の向上に向けた取り組みの指針でありまして、各学校が今後作成し、実施します体力向上プログラムの基盤となるものでございます。今回、改めまして中野区立学校における体力向上の理念と取り組みの基本的な考え方を、これによって示すものでございます。これを受けまして、各学校におきましては、ガイドラインをもとに自校の児童・生徒の、さらに学校や地域の実態等に応じて体力向上プログラムを作成して実施して、計画的に系統的に指導していくという形になってまいります。

2番目でございます。体力の実態でございますが、ガイドラインで言いますと3ページに書かれてございます。この3ページに書かれておりますものは、現在で一番近いデータのものでございまして、平成16年度の小学校・中学校の体力調査の結果を東京都の平均と比較したものでございます。小学校では、どの学年でも都の平均を下回る体力調査においては種目が多いということでございますし、中学校では、都の平均とほぼ同じか上回る種目のほうが多いんでございますが、その数値を見ますと、過去の記録と比較してみますと、体力の低下の傾向は、やはり中学校でも見られるという実態があるということでございます。

次にまいります。次の4ページ、5ページに書かれておりますものにつきましては、体力向上の理念と取り組みの基本的な考え方ということで書いてございます。中野区におき

ましては、子どもたちに求められる体力を二つとしております。運動するための体力と、心も体も元気に生活するための体力ということで、二つの求められる体力があるということ。それは、運動するための基礎となる身体的能力と、さらに健康維持や気力、知力の源となる体力という位置づけで、その二つを求められる体力とし、体力向上の理念としては、この意義を踏まえてすべての児童・生徒に対して体力は自己の成長・発達を支える重要な要素であることを理解させること。さらに、みずから体力を高めていく実践力を育てることを重視した体力づくりを全教育活動を通じて推進していく。そして体力を高める取り組みを積極的に進めることによって気力と知力の充実を図って、「知・徳・体」のバランスのとれた児童・生徒を育成するというような理念に基づきまして、中野区としましては自らの体力に対する感心を高め、主体的・継続的に体力づくりに取り組む児童・生徒を目指す児童・生徒の姿として捕らえております。生涯にわたって、ここでつきました基礎的な体力に対するものを、生涯にわたって取り組んでいけるような児童・生徒をつくるということでございます。これに対します基本的な考え方としては、先ほどもお話しをしましたように、全教育活動を通じて行うということ。それから、子どもたち自身にも体力の意義と体力を培う必要性を理解させるということ。新体力テスト等を活用して、子どもたち自身が自分の体力の現状と課題を的確に把握することができるよう指導することが基本的な取り組みでございまして、それを通しまして、子どもたちが体力の向上に向けて自分の現状に合った運動や運動遊びを、自分で選択して継続して行う実践力を身につけさせていくというような形で取り組んでまいりたいというふうに思います。

先ほど話しました、次には、中野区としては子どもたちにここまでの到達目標を持たせたいという「中野スタンダード」の試案が6ページから13ページに書いてございます。ただし、到達目標とする項目については、今述べられておりますけれども、具体的には全校における体力調査が来年度19年度の6月ぐらいまでに行われるということでございますので、そういう計画になっておりますので、その結果を受けて具体的には数値目標、到達目標を入れていくという形になります。それで、今回のガイドラインが体力向上プログラムとして完成していくという形になるんでございますが、今のところは、この部分はスタンダードとして設定をしていきます到達目標とします項目と言ったらいいんでしょうか、その部分だけを挙げているという状況でございます。取り組みます成果指標となるものということで挙げたものでございまして、このものにつきましては、運動それから体力、健康に関わる生活や行動の到達目標ということで挙げているものでございます。それが7ページから13ページまでの中で挙げられているものでございます。13ページは、特に健康に関わる生活や行動という部分で挙げてございまして、この部分に関しましては、食

育等々も視野に入れてということでございます。あわせて、この到達目標スタンダードにつきましては、今のところ7割程度の達成が可能な基準を体力向上等の実態から設定する予定でございます。項目の設定に当たりましては、国や都それから学習指導要領の改訂を照らして、さらにここは適宜改善していかなければならないことになるとは思いますが、とりあえず19年度中に設定する予定ということになってございます。

それでは、14ページ以降のフラッグフットボールのことについて、ちょっとお話しをしたいと思えます。中野区におきましては、今回、このガイドラインを作成するためにスタンダードを設定していったりする間に、体力向上の今の実態の分析等々をしてまいりましたけれども、その話し合いの中で、全校が取り組む共通教材としてフラッグフットボールの導入と推進をしてはどうかということになりました。18年度1年間、そういういろいろな形からの話し合いにおきまして、体力を高める取り組みを積極的に進めるためには気力と知力の充実を図り、さらに「知・徳・体」のバランスのとれた児童・生徒を育成することが必要であって、そのためにはフラッグフットボールは効果的な教材の一つであるという結論が出たということでございます。14ページ以降は、フラッグフットボールの教材としての価値が書かれてございます。改めて幾つかお話しをさせていただきます。「体」という面からですね。先ほども話しましたように、「知・徳・体」のバランスのとれた育成には適した教材であるということでお話をいたしましたので、「体」という側面からお話しをしますと、「走る」「投げる」「捕る」という球技の基本要素を目指しながらボールを持つて走ることができるので、一人一人の持っている技能で楽しむことができる。特段に、走ったり、投げたり、捕ったりということ秀でた技能を持っていなくても、持っている子もということですけども、持っていなくても一人一人が今持っている技能で楽しむことができるということ。攻撃・守備双方でチームの中の役割分担が明確になりますので、だれもが楽しめて活躍ができるということと同時に、ボールを持っていない子どもも、この間見ていただきましたように活躍、守備の活躍がクローズアップされるものですから、非常に満足感を得られるだろうということと同時に、「体」という面では運動量も多くなるであろうということでございます。「知」の側面から、フォーメーションプレーが豊富でございますので、作戦、戦術的な学習活動が展開しやすく、自分たちでチームの課題に応じた作戦とか練習方法も考え工夫するというようなことが学習過程の中に取り組みれますので、生きる力の一つでもある課題解決能力の育成につながりますし、作戦が成功した喜びがさらなる活動への意欲につながられるという意味で、「知」という面でも有効な教材だろうということ。「徳」という面からの分析におきましては、チームで1回の攻撃ごとに作戦を立てるために意見を出しあう機会とか教え合う機会とか学び合う機会がありまして、このゲー

ムでは一人一人がその役割を理解して協力する必要がどうしても出てまいります。こうした仲間との関わり合いが豊かな心の育成やコミュニケーション能力の育成につながるということで、主たる教材として価値があるだろうということが述べられてございます。

先ほどお話をいたしましたように、18 ページ以降につきましては、新体力テストの、今年度 19 年度実施してもらいますので、その実施と活用実践の事例。さらに体力向上プログラム、各学校が作ります体力向上プログラムの全体構想図と年間指導計画の例。そして、体力向上に資する取り組みの実践例。今年、試行校でしたり協力校であったりした学校から挙げられているものが載せられているものでございます。

以上、今回提案いたしました「体力向上プログラム」ガイドラインの概要でございます。よろしくご協議のほど、お願いいたします。

飛鳥馬委員長

それでは、ご意見を伺います。

ご質問、ご意見ありましたらよろしくどうぞ。

高木委員

ガイドラインの4 ページのところ、中野区の子どもたちに求められる体力で2 番目で、「心も体も元気に生活するための体力」とあると思いますが、ちょっと見た感じ、わかりにくいかなと。体で体力って、何かちょっと馬から落馬的な表現なのかなという気がしますね。2004 年に文科省から出た子ども体力向上のための総合的な方策についての答申ですと、子どもの体力向上の目標で、運動するための体力というのと、健康に生活するための体力と二つ挙げられていると思うんですね。多分、中野区のほうで運動するための体力、これは同じでわかりやすいと思うんですが、多分この健康に生活するための体力というのを、いろいろ工夫して言いかえたといいますか、中野区独自の視点をつけ加えたと思うんですが、ちょっとわかりにくいかなというのが、正直。あと、その中で文科省の答申の中では一つは生活習慣をきっちりするというのと、あと外遊びの重視というのが挙げられていると思うんですね、このほかに。生活習慣に関しては、この中でも「早寝・早起き・朝ご飯」的なものが入っていると思うんですが、外遊びに関しては4 ページの下の方に入っていますけれども、余り入っていないと思うんですよ。確かに授業活動を通じて、いろいろな面で体力の向上というものも、もちろん重要ですし必要だと思うんですけども、やっぱり、今、私が子どもころと比べても、空き地もなくなりましたし、公園も、中野区それほど多くないので、そういった面で放課後の校庭開放の充実だとか、そういった形で子どもの遊び場を確保して、自然にと言うとちょっとあれですけども、体力をつけ、そういうような視点というのは、もうちょっとないんでしょうか。

指導室長

5ページのほうに、学校における体力づくりということで、今回、この体力プログラムの中でどういう場面で取り組んでいくかということで図示がされてございます。そこを見ていただきますと、授業の中でというのもございますし、特別活動等の中でという部分と、放課後等の活動の工夫ということで、そういう意味で、先ほど学校教育全体において子どもたちの体力向上を図るというようなプランをつくっていく予定でございます。もちろん、放課後等の活動の中でという中には業間に、どのように、つまり休み時間を活用してどういうふうにするか。それから放課後の運動遊びをどういうふうに子どもたちが活発にしていくかということはお出てくるかというふうに思います。それは、今までも各学校がいろんな形で、縦割り班ですとかで取り組んできている部分を大事にして、各学校がつくっていてもらうという形になってございます。さらに、学校だけでなく、これにつきましては、学校で取り組むものではございますけれども、狙いといたしましては生涯にわたってということと同時に生活全般にわたって子どもたちが体力を意識して取り組める、外遊びもやれるということを狙いとしておりますので、これは、この後は学校だけでやっていくものだけではなくて、取り組めるものではなくて、家庭や地域でというふうに広がっていくというふうに考えております。まさに、その実践事例の中には、家庭や地域を巻き込んだというものも載せられる予定でございます。

飛鳥馬委員長

私のほうから、この中野スタンダードという表のところなのですが、ページで言うと7ページぐらいから幾つかありますが、ここに今年度にかけて新体力テストの結果を見ながら数値を入れるというふうに考えてよろしいんですか。何秒とか何メートルとか。それで、その70%程度を到達目標とするというふうに書いていますね。これについては、体力ですので、学力とはまたちょっと違った意味があるかなと思うんです。そのときによって出題の問題が違いかどうか、そういう煩雑なことがないので、わかりやすいことはわかりやすいのですが、これをどういうふうに活用するかということになってくると思うんですが、現場の先生方によっては、自分のクラスだけではなくて個人目標も掲げてということもあり得るでしょうし、難しいところがあるなと思うんです。体力と言えども、かなり個人差がありますので、好きな子、余り好きでない子、うちのクラスの平均はねということにきたときに、その辺のちょっと難しいところがあると思いますので、ちょっと数値を上げることについてはどんなふうにお考えかなと思うんですが、どうでしょうかね。あったほうがわかりやすいことはわかるんですけれど。

指導室長

お話のように 19 年度の体力テスト等をもとに基準を決めるんですけども、そのときの数値は、およそ 7 割の子どもたちがそこなら大丈夫であろうという数値を決めていくということなんです。高いところをして、そこまで 7 割の子どもが行けということではなくて、すみません、私の説明があれだったんだと思いますが、およそ 7 割の子であれば、そこまでいくであろうという数値をまず設定していくつもりではございます。ただ、これにつきましても、先ほどお話をしましたように、実態に合わせて、また学習指導要領等の、今回改定もあるというふうに聞いておりますので、多少違ってくるであろうというふうに思っております。項目についても、数値についてもというふうな、まず一つ思っております。それから、一人一人が確かに体力調査の結果を持ちまして、それぞれが目標も持つ形になりますので、学校としては一人一人の向上を目指すために学校としての目標もさらに持つという形になりますし、それとあわせて区が持つという形になりますので、その取り組みをどんどん進めていくにおいては、その調整というのでしょうか、問題も出てくるかなというふうには思っております。区としては、ここを目指すという意味で中野スタンダードというふうにはさせていただきました。ある意味、7 割というとかなり高い指標ではあるとは思んですけども、そこを目標に頑張ってもらおうかなというふうな思いでやっております。

飛鳥馬委員長

いつも、こういう数字、そうだと思うんです。個人の目標を上げて個人が頑張る、グラフづくり、今でもやっている学校、たくさんあると思います。それはそれで、それぞれに意味があると思うんですが、それがクラスとか学年とか学校とか、平均されて数字だけが動くようになったときに、やっぱりちょっと問題が出る可能性もあるんです。その辺は慎重を要するかなと思うんですね。

指導室長

狙いは、やはり一人一人の子どもたちにということで目指しておりますので、そこはズレないようにしていきたいなというふうに思っております。

山田委員

13 ページにあります中野スタンダードの中で、例えば、もう少し、今、高木委員からもお話があったように、放課後というか、外遊びの時間の手法を加えるとか。それが、学校以外で運動に親しんでいる子どもの数が上がってくるとかという手法を一つ設けるのも一つの手かなということがあります。それから、実際、学校の中で食後に歯磨きというのがどのぐらいの学校で今やっているのかちょっとわからないんですけども、その辺、いかがでしょうか。

学校教育担当参事

幼稚園は、食後にうがいはやっている。全部、4園ともやります。小学校は調べたんですけれども、桃三小1校だけは昼食後に時間を工夫してやっている。ほかの学校については、ちょっと昼食準備から食べ終わるまで時間が40分とか45分なのと、それから歯を磨く水飲み場とか歯ブラシのこととかあって、なかなか難しい状況にあるんですね。ただ、今回一般質問もいただいたこともさることながら、やはり虫歯予防、予防の点においては効果があると思いますので、これについては検討はしてみたいと思います。できるかどうかを含めて、実施の方向で検討してみたいと思います。

山田委員

たしか、学校歯科医のほうの報告ですと、小学校1年入学時は非常に中野区の子どもたちの歯は丈夫できれいなんですね。それがだんだん年齢が上がるに従って、齲歯の数がふえてくるというのは、これは小学校以降の生活の中での歯磨きについての指導が思わしくないのではないかということが、たしか発言があったと思うので、ぜひこの機会に、どのようにやるかは非常に難しいかもしれませんが、子どもたちにそういった習慣をつけるということが大切ではないかなと思います。

学校教育担当参事

歯科医師会の役員さんが教育長のほうに訪れまして、そういった予防に力を入れていくというような話もいただいて、歯科医師会のほうもかなり協力いただけそうな点もありますもので、学校といろいろご相談しながら、できるだけ実施に向けた取り組みを行ってきたいとは思っています。

山田委員

もう一点ですけれども、中野スタンダードで、個人的な表の取り扱いといいますか、一人一人の、例えばこの評価が出ますよね。それが絶対評価で、例えば1年生ではこうで2年生のときにはこういうふうになりましたということが、例えば本人にも通知がされるのか、保護者にも通知がいくというようなことはお考えになっているのでしょうか。

指導室長

現在、体力調査の集計等については業者に依頼をするという形で考えておまして、それはなぜかといいますと、データをやっぱり9年間きちっと子どもたちが持てる、自分の変化がわかるというふうにしたいものですから、一人一人の個票をそういう形で出していくつもりですし、データとしては9年間通して見ていければというふうに考えております。

山田委員

そういう個人的な評価も大切で、頑張ったから、例えば柔軟性が増したよとかいうコメ

ントがあると、子どもたちはまた励みになるかなと思ったものですから質問しました。

飛鳥馬委員長

もう一点、このガイドラインの2ページのところに出てくる、フラッグフットボールのことで、フラッグフットボールのところは、この2ページの下から5行目ぐらいのところの説明がよろしいのでしょうか。全校が取り組む共通の教材としてフラッグフットボールの導入と推進を掲げるというふうに書いてありますね。この部分ですが、文章上は導入推進なのですけれども、かなり全校でやってほしいというふうに、どの程度進めるかというのがあると思うんですが、この前ちょっとビデオを見たりしまして、余り知名度が低いとか普及されていないとか、そういうスポーツということもあると思うんですが、なぜかと言うと、一つは、今までに体力向上でやってきている学校もある、いろいろやっている学校があると思いますのでね、それではだめですよと、フットボールをやりなさい、フラッグですよというように言うのかどうか。それ、ちょっと弾力というか、学校の裁量みたいなものがあるのかどうか1点と。

あと、こういうふうの規定して決めていくよさもあるだろうとは思いますが。割と学校というのは、指導する先生が変わるとぴたっとやめて、また別の種目になってしまうとか、そういうのがありますので、継続的に考えると、そういう一つの種目を決めるということもいいこともあるなと思うんですが、今、やっていたり、またこういうのでも同じ効果が出るよとか、教育効果があるよというようなことで、学校で言ってきたときに、そこをどうするかとか、そんなことがちょっと気になったんですが、いかがでしょうか。

指導室長

1点目の学校の裁量でございますけれども、今まで取り組んできたものは、ぜひ継続していただきたいということで、各学校が取り組みます。これからつくっていきます体力向上プログラムの中にしっかりと位置づけてもらおうというふうに思っております。今まで、ある意味、こういうわけでこれに取り組むというわけではなくてやってきたものもあると思うんですけれども、そういう意味で、もう一回見直していただいて、どういう効果があるかということも含めて、今までやってきたものは大事に継承してもらいたいというふうに思っております。フラッグフットボールにするということに関しましては、今回、ある意味1年ぐらいかかりまして、今回委員会の方が提案してきているわけでございますけれども、これについては、今回の試行校や協力校でも、かなり効果があるという実践が出ておりますので、それを報告してもらおうということがまず一つ。それから、普及に対して、これは見ていただいたようにかなり価値がわからないと、なかなか指導も難しい部分もありますので、そういう意味では、今年1年かけて、そういうことも先生方にも理解してもら

うようなことも考えていくという、体験してもらったり見ていただいたりということをしていきまして、よさをわかっていただくというふうに思っております。それで、これについては、今年1年かけてどのような取り組み方が各学校でできるかということをもまず考えてもらおうかというふうに思います。いきなり事業の中でというのは難しいと思いますので、放課後の遊びや業間やということで取り組む学校があってもいいというふうに考えておりますので、学校でどういうふうに取り組むかは別としまして、一つの教材として取り組んでいただきたいという方向性は出しています。さらに、ほかの教材もどうだろうかという話が出ましたら、また、これは、今のところ一つの共通教材としてというお話になっておりますので、体力向上の取り組みというのは、先ほどのスタンダードと同じで、やはりその実態にあわせて検討は続けていかなければいけないものだというふうに思いますので、そういうお話が出た場合には、また検討をというふうに考えております。

高木委員

先ほど山田委員からも指摘があった13ページの中野スタンダードなんですが、この中で、やはり子どもが家の中に、特に放課後ゲームをやっているとかという、うちの子もやっているんですけども、なりますと、例えば外遊びを週に何回したかとか、あるいはテレビやゲームは1日何時間までみたいなのが入っているといいかなと思います。

あと、1点質問をしたいんですが、朝食を必ず食べている。これ、わかりやすい。1日3食、主食、主菜、副菜をバランスよく食べているとあるんですが、お昼は給食として、夜御飯を抜くというのはあんまり多くないと思うので、ちょっと、1日3食というのと、朝食を必ず食べているというのはちょっとニアリーなのかなという気がするのと。あと3色ともバランスよく食べるという趣旨なんですか。ちなみに、うちは、朝は私が用意していることもありまして、そうするとトーストと牛乳を温めて、それで少し卵焼きぐらいというのはあるんですけども、朝から3種を67%というのはちょっと厳しいかなと思うんですが、どんなあんばいなんですか。

学校教育担当参事

まず、1点目の朝食については、これは欄外に平成17年度児童・生徒の食生活に関するアンケート調査報告で、朝食を必ず食べているというのは、データなんですけれども、確かに朝食を必ず食べているというよりも、何かしら食べていただくという視点のほうが大事かなと思っています。これについては、1番、2番については、今、子ども家庭部で食育推進計画を作成して指標を出して、どういう取り組みをするかというのを検討中なので、そこら辺にも反映させたいんですけども、この段階の朝食を必ず食べているというようなところを考えたんですけども、逆に、食べてない子が1.3とか、ほぼ食べていな

い 3.1 とありますので、それをゼロに近づけていくほうが正しいのかなと思うので、ここはちょっと考えているところです。

それから1日3食、主食、主菜、副菜というのを、御飯とおかずとおしんことみそ汁というような、昔のそういう感覚なんですね。ですから、パンだと、パンにチーズとそれからサラダとコーヒーというような、いわゆるバランスよく3回とっていただきたいという趣旨のことで、ここら辺の数値のとり方も、今後どうするかについては検討課題にしていきたいと思います。

飛鳥馬委員長

それでは、大分議論が弾みましたがけれども、いろいろな個人的な要望もありますが、いずれにしても、いろいろなお子様がいらっしゃると思いますので、そういう子どもの要望に応えられるようにということをお願いしたいと思いますが。今の協議を踏まえまして、これから準備を進めていただくことになるとと思いますので、4月からスタートする部分もあると思いますので、ガイドラインの一部修正等があるかもしれませんので、修正等ありましたら、もしよろしければ教育長に一任したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「了承」と呼ぶ者あり)

飛鳥馬委員長

では、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、以上で本日予定しました議事は終了しました。教育委員会第9回協議会を閉会にいたします。

ご苦勞さまでした。

午前11時39分閉会